

東北地方整備局の建設リサイクルの現状と今後の方向性

東北地方整備局企画部 環境調整官 遠藤真一

はじめに

我が国の資源利用の約4割が建設業で消費される一方で、産業廃棄物全体の最終処分量の約3割が建設廃棄物として処理されている現状である。

このような状況から、国土交通省では、平成14年5月に建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2002」を策定した。

これを受けて東北地方建設副産物連絡協議会では、東北地方における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画として、平成15年6月に「東北地方建設リサイクル推進計画」を策定している。

### 1. 東北地方建設リサイクル推進計画の概要

本計画では、東北地方建設副産物連絡協議会を構成する国、地方公共団体、公団等が実施する建設工事を対象とし、建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策を定めている。

特に、①循環型社会経済システムの構築、②他産業と連携した取組み、③建設リサイクルの量から質への転換、が必要であること等を基本的な考え方としている。

### 2. 目標および達成状況

目標および達成状況は下表の通りである。コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊はほぼ100%近いリサイクルが達成されている。今後は混合廃棄物の排出抑制と、建設発生木材のリサイクル率の向上および建設発生土の有効利用が課題。

基本的に、平成22年度を目標とし、当面、平成17年度末を一つの目安にして目標達成を図る。

表-1 目標値および達成状況

| 対象品目          | 平成17年度                 | 平成22年度                 |
|---------------|------------------------|------------------------|
| コンクリート塊       | 98%以上(99%)             | 98%以上                  |
| アスファルトコンクリート塊 | 96%以上(96%)             | 96%以上                  |
| 建設発生木材        | 90% (84%)              | 95%                    |
| 建設汚泥          | 60% (56%)              | 75%                    |
| 建設混合廃棄物       | 平成12年度排出量<br>に対して25%削減 | 平成12年度排出量<br>に対して50%削減 |
| 建設廃棄物全体       | 88% (93%)              | 91%                    |
| 建設発生土(有効利用率)  | 75% (50%)              | 90%                    |

( ) 内は、平成14年度の実績値

### 3. 同推進計画に基づく実施施策の事例

- ①排出抑制の推進：「建設リサイクルガイドライン」を直轄事業対象で遵守。
- ②分別解体の推進：分別解体技術の普及・教育・指導の推進。
- ③再資源化の推進：「建設発生土並びに建設副産物情報交換システム」の導入・活用。ゼロエミッションロードの研究・推進。リサイクルモデル工事の実施。「建設汚泥利用マニュアル」の活用。
- ④適正処理の推進：工事仕様書での副産物処理条件明示の徹底。
- ⑤再使用・再生資材の利用推進：グリーン購入法の運用の徹底。コンクリート用再生骨材のJIS規格化。再生資材利用モデル工事の指定。
- ⑥技術開発の推進：新技術情報活用促進システムの利用。各種リサイクル技術開発への支援。

⑦理解と参画の推進：建設副産物実態調査の実施・公表。建設副産物リサイクル広報推進会議主催の「2006 建設副産物リサイクルシンポジウム（於仙台市内）」が本年10月頃実施される予定。

#### 4. 計画のフォローアップ

本計画で挙げている各種施策の実施状況は「東北地方建設副産物連絡協議会」においてフォローアップされている。従来、総量調査は5年に一度実施していた。しかし、建設リサイクル法の完全施行に合わせた平成14年度の総量調査の実施以降は、毎年の簡易調査によって目標達成状況を確認している。

また、平成17年度は総量調査実施年ということで、平成18年9月頃までに取りまとめ、今後に繋げる予定。基本的には、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて推進計画の見直しを図ってゆく。

#### 5. 今後の方向性

各リサイクル対象品目毎の現状・課題・今後の方向性の概要は図-1の通りである。なお、高度成長期の建築物の老朽化に伴う解体によって、建設副産物の発生量が急激に増加することも予想される。従って、リデュース・リユース・リサイクルの更なる堅実な推進が必要、と考えられる。



図-1 建設リサイクルに関する今後の方向性

終わりに

平成17年度は、関係各位のご協力の下、総量調査が実施されると共に、建設副産物リサイクル講習会、建設リサイクル推進奨励表彰などを実施し、建設リサイクルの普及推進に取り組んでいる。

今後も、平成15年10月に閣議決定された「社会資本整備重点計画」に基づき、循環型社会の構築を含めた「強く美しい東北」づくりに向けて、建設リサイクルの推進に努めていく方針。